

県南広域振興局長告示第184号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成23年12月9日

県南広域振興局長 田村均次

介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500323	株式会社アイビス	デイサービスセンターあ いびす	奥州市水沢区佐倉河字 西沖の目34番地1	平成24年1月1日